

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 拡大される中国子会社の外債限度額

2017年1月13日、中国人民銀行は「全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理についての通知」（銀発〔2017〕9号文：以下「9号通達」）を公布し、外商投資企業の、外国法人または非居住者からの借入限度額（以下「外債限度額」）の計算方法について、従来の「投注差」方法に加えて、新たな計算方法を追加しました。今回は、この新たな外債限度額の計算方法について説明します。

1. 従来の外債限度額 - 「投注差」方法

「投注差」とは、企業の「投資総額」と「登録資本金」の差額をいいます。「登録資本金」とは株主が払い込む予定の資本金額を意味し、日本の資本金と同じ概念です。「投資総額」とは、その生産規模に応じた投入予定資本の総額であり、株主出資以外に、借入金など将来調達する資金も含まれます。

外債限度額は、「投注差」ですので、「投資総額」と「登録資本金」との差額です。

なお、上述したとおり、「投資総額」には借入により調達する資金が含まれますが、外商投資企業の過少資本による投資を抑制するために、下表のように、「投資総額」のうち、一定の額は、資本金により調達しなければなりません。

投資総額	最低登録資本金額の計算方法	投資総額に占める最低登録資本金
300万米ドル以下	投資総額の70%	210万米ドル以下
300万米ドル超 1,000万米ドル以下	投資総額の50%以上、且つ 最低210万米ドル以上	210万米ドル以上、500万米ドル以下
1,000万米ドル超 3,000万米ドル以下	投資総額の40%以上、且つ 最低500万米ドル以上	500万米ドル以上、1,200万米ドル以下
3,000万米ドル超	投資総額の1/3以上、且つ 最低1,200万米ドル以上	1,200万米ドル以上

2. 新規の外債限度額 - 「資本金/純資産」方法

9号通達により、新たに追加された外債限度額は、以下の算式によって計算します。

外債限度額 = 資本金又は純資産 × クロスボーダー融資レバレッジ率 × マクロプルーデンス調整係数
算式の各項目には、以下の数値を適用することとされています。

法人種類	資本金/純資産	クロスボーダー 融資レバレッジ	マクロプルーデンス 調整係数
企業	純資産	2	1
非銀行金融機関※	資本金	1	1
銀行類金融機関	一級資本	0.8	1
外国銀行の中国支店	運転資本	0.8	1

※ 政策性銀行、商業銀行、農村合作銀行、城市信用合作社、農村信用合作社、外資銀行が含まれる。



Grant Thornton

An instinct for growth™

上述した算式から明らかなように、「資本金/純資産」方法を採用する企業は、その純資産の2倍まで外債による借り入れが可能となりました。例えば、日本企業の中国製造子会社で、投資総額が300万米ドル、資本金と純資産がいずれも210万米ドルである場合：「投注差」方法で算定した外債限度額は90万米ドル（投資総額300万 - 登録資本金210万）に対して、「資本金/純資産」方法で算定した限度額は420万米ドル（純資産210万×2×1）となります。

お見逃しなく！

外商投資企業に対しては、9号通達の公布日（2017年1月13日）より一年間の移行期間を設け、外債限度額の計算方法に、上記の「投注差」方法と「資本金/純資産」方法のいずれかを選択して適用できますが、移行期間が終了後、中国人民銀行、国家外貨管理局は9号通達の全体実施状況を評価し、適用方法を最終的に確定させることになっています。